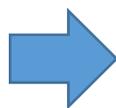


# 原子力災害時の 避難所運営マニュアル

避難元市町村

○○○



避難先市町村

□□□

令和4年2月7日

市町村による原子力安全対策に関する研究会



# 目 次

## 第1 避難所の概要

1 基本的な考え方	P 1
2 開設期間	P 1
3 避難所における感染症対策	P 1
4 避難所の事前調整・連携協力	P 3

## 第2 避難所の開設・入所・運営

1 避難所開設までの流れ	P 5
2 避難者の地区・地域コミュニティ単位の避難、誘導	P 5
3 避難所の開設準備（避難先市町村）	P 6
4 避難所の運営に必要な人員・物資の確保	P 7
5 配置する従事者の業務	P 8
6 避難者の入所手続き（避難先市町村）	P 11
7 避難所の運営	P 13
8 避難者の転所・退所	P 13
9 電話対応等	P 14
10 避難所以外に避難している人への対応	P 14
11 避難所運営組織の立上げ	P 14
12 活動班の役割	P 15

# 第1 避難所の概要

## 1 基本的な考え方

原子力発電所で災害が発生した初期段階において、避難元市町村は避難等に全力を挙げなければならない、避難所の運営を行うことは困難な状況が想定される。

このため、初期段階の避難所運営は、避難先市町村が担うものとする。また、避難元市町村は、早期に避難所運営を避難先市町村から引き継ぎ、避難者による自主運営へと切り替えるものとする。

## 2 開設期間

- (1) 避難元市町村は、住民の避難とともに避難先市町村に職員を同行させ、県及び避難先市町村と連携し、避難所の適切な運営・管理に協力する。避難所の開設と運営は、まずは避難先市町村が行い、運営は概ね数日から1週間を目途に避難元市町村と避難者主体に移行する。
- (2) 避難の期間が、1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、避難元市町村は、県への依頼を含め避難所の再調整を行う。県は、避難が長期化する場合に備え、国及び市町村と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ、体制を整備するものとする。

国、県及び避難元市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努める。

## 3 避難所における感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、原子力災害対策を行うこととなる。

避難所においても感染症対策を講じる必要があり、防災担当部局と保健所等の保健福祉部局が連携・情報共有し、必要となる衛生環境対策物品の手配や原子力災害時の対応・避難方法等を、あらかじめ決めておくことが重要である。

なお、感染症対策を進めるにあたり、内閣府から示された「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応Q&A～自治体向け～」や、公益社団法人日本医師会作成の「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」等を参考とすること。

<避難所において必要となる感染症対策>

(1) 避難者の感染症対策・周知

避難等に際して、マスクの着用、手指消毒、人と一定の距離を保つ、無用な会話は控えることを周知する。また、避難所での生活においては、自然災害における避難先市町村の感染症対策に準じて対応する。特に、定期的な検温や問診により健康点検を実施することが重要である。

(2) 防災業務従事者の感染症対策

従事するにあたり、マスクを着用するほか、可能な限りフェイスシールドや手袋などの個人用防護具を装着し、手指消毒を徹底すること。あわせて、防災業務従事者は、自身の健康管理に努めること。

(3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者等、感染疑い者への対応

保健所等の保健福祉部局と連携し対応する。避難所において対応する場合は、濃厚接触者、発熱・咳等のある者等、感染が疑われる者（以下、「感染疑い者」という。）とそうでない者の居住スペース・エリアを可能な限り分ける。

(4) 自宅療養者等の感染者への対応

保健所等の保健福祉部局の調整・指示に従うことになる。避難所において対応する場合は、自宅療養者等の感染者、感染疑い者、そうでない者の居住スペース・エリアをそれぞれ可能な限り分ける。

#### 4 避難所の事前調整・連携協力

避難元市町村及び避難先市町村は、平時から避難台帳【様式1】や避難所の位置図・施設案内図等の基礎的な情報を共有しておくものとする。

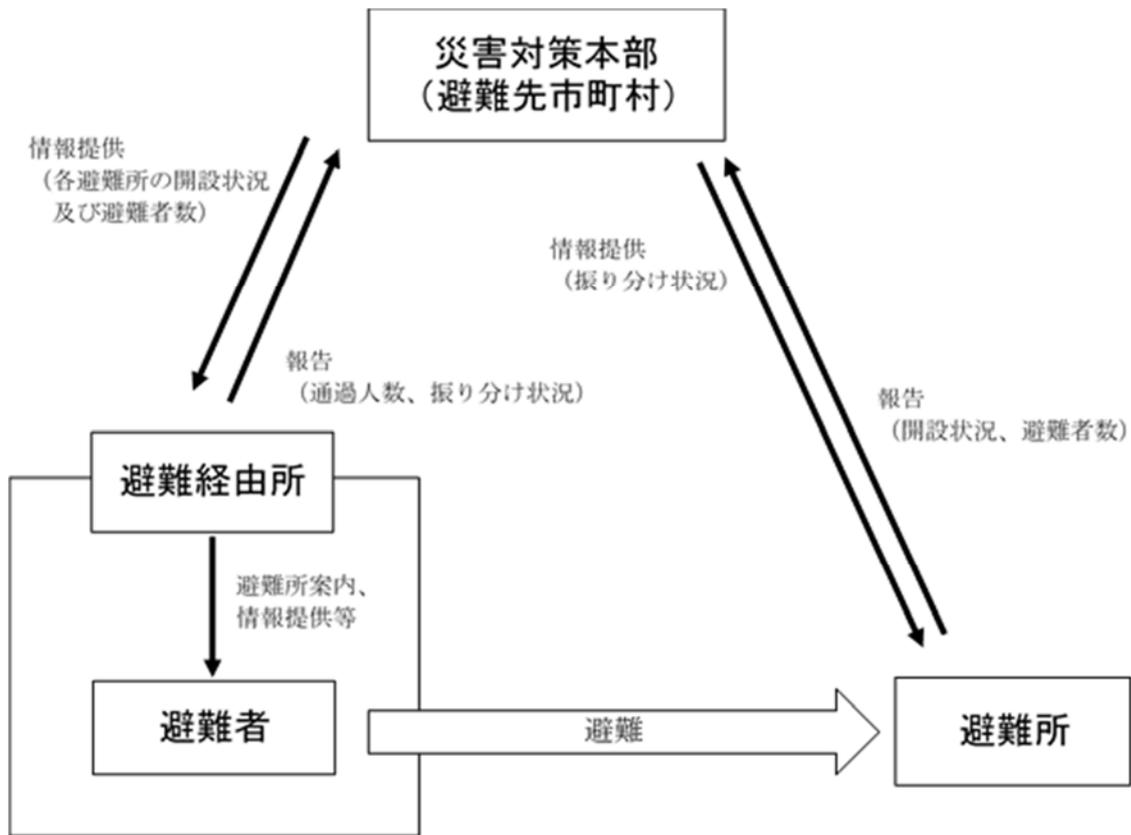
避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点の違い、人権保護等の幅広い観点から、避難者の心理の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるように努め、県、施設管理者と連携し、感染症対策を踏まえた開設形態・人員配置を考慮したレイアウト図、防犯や防火に関する事項、急病者発生時の連絡先等の避難者の安心、安全確保のために最低限必要な「避難所のルール」や、食料、飲料水の配布手順等について定めた「避難所のしおり」、各避難所の周辺案内地図等の作成や、避難所の開設・運営に必要な物品の調整・準備を進めておくことが望ましい。

特に、感染症対策を踏まえた隔離スペース等を確保できる避難所の優先開設等を考慮した避難所開設の優先順位づけの検討・調整をあらかじめ実施しておくことで、スムーズな避難所の開設や、避難経由所との連携が可能となる。

なお、バス乗車時における検温等の健康確認や、避難経由所での簡易避難者カード【様式4】（避難所受付で使用）配布、車中での記入整理により、業務の効率化や、人員配置の適正化を行い、避難全体の円滑化を図ることが重要である。

訓練等の実施により、避難元市町村と避難先市町村の双方が避難所の運営について、実効性を高めていくとともに、避難者情報の効率的な収集・活用が可能となるような、受付の簡略化や迅速化につながるICT化等の先進的事例についても取り入れることを検討し、改善していくこととする。

《避難先市町村における情報連絡体制（イメージ図）》

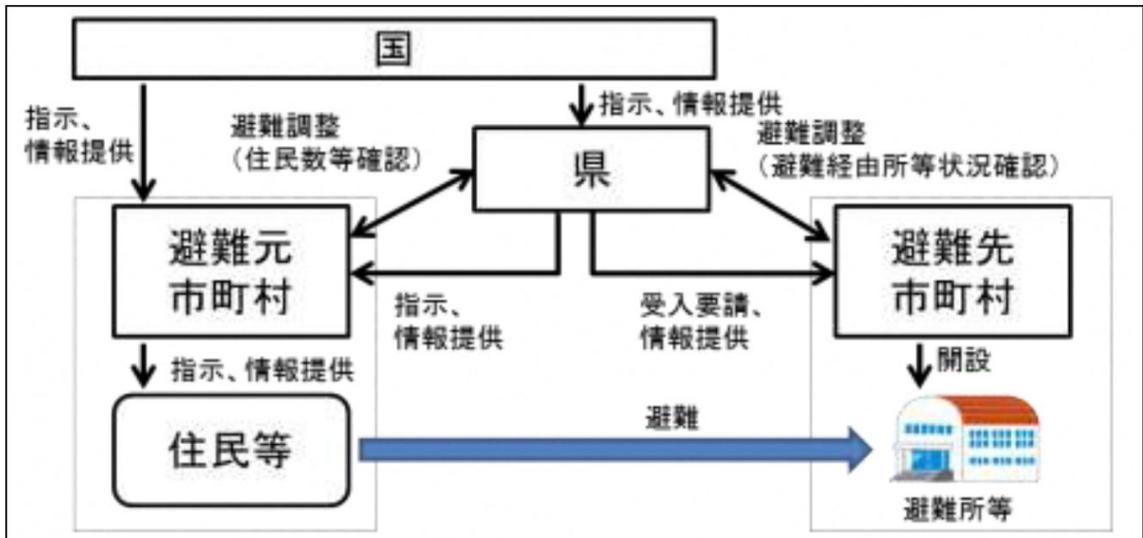


## 第2 避難所の開設・入所・運営

### 1 避難所開設までの流れ

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準に基づき屋内退避や避難指示を発令する。
- (2) 県は、国の指示により避難が必要と判断した場合、避難先市町村に避難者の受入れを要請する。
- (3) 避難先市町村は、避難者の受入可否を判断し、受入可能人数や施設の状況を県に報告する。
- (4) 避難元市町村は、県が調整を行った避難先市町村に避難する。
- (5) 避難先市町村は、避難経由所並びに避難所の開設準備を行い、避難者の受入体制を確立する。

《広域避難に係る調整と業務の流れ》



### 2 避難者の地区・地域コミュニティ単位の避難、誘導

避難先市町村は、避難元市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地区・地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てるものとする。

### 3 避難所の開設準備（避難先市町村）

#### <準備開始>

- (1) 県から避難所の開設要請のあった避難先市町村は、避難元市町村と連携し、県の原子力災害広域避難受入調整マニュアルやあらかじめ共有している基礎情報やレイアウト図等を基に、避難所の施設管理者への依頼や人員配置、必要な物品の手配・配置等の開設の準備を進める。

#### <健康確認受付>

- (2) 健康確認受付を、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に設置し、密閉・密集・密接の3つの密を避ける。
- (3) 健康確認受付に、健康確認問診票【様式3】及び筆記用具を配置する。また、感染症対策物品として、手指消毒用のアルコール、間仕切り、検温用の非接触式の体温計やサーモグラフィー等を設置する。

#### <本受付>

- (4) 本受付を、感染疑い者とそうでない者とを可能な限り分けて設置する。本受付は、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に設置し、密閉・密集・密接の3つの密を避ける。また、それぞれの本受付の動線が交わらないように考慮する。
- (5) 簡易避難者カード【様式4】、避難所のルール・しおり、避難所のレイアウト図や周辺案内地図等を印刷し、筆記用具とともに本受付に配置する。また、案内板や誘導コーン等を適切な位置に配置し、感染症対策物品として、本受付に、間仕切りや必要に応じて手指消毒用のアルコール、検温用の非接触式の体温計やサーモグラフィー等を設置する。

#### <避難スペース>

- (6) 避難者が滞在する避難スペースを設営する。感染疑い者用の専用スペースは、そうでない者の避難スペースと分けて設置する（福祉避難室も同様）。テープや敷物等により、避難者の滞在する区画を仕切るが、感染対策やプライバシー保護等を考慮し、可能な限りパーティションやテントを利用する。

#### <誘導>

- (7) 車両誘導、屋外・屋内誘導の従事者は、案内板や誘導コーン等を適切な位置に配置し、誘導に必要なとなる拡声器や誘導灯を携帯する。

#### <従事者共通>

- (8) 避難所の従事者は、マスクを着用するほか、可能な限りフェイスシールドや手袋などの個人用防護具を装着し、手指消毒を徹底する。感染が疑われる者への対応や、環境消毒を行う従事者は、必ず個人用防護具を着用する。

### <完了報告>

(9) 県・避難元市町村・災害対策本部（避難先市町村）に、開設準備が完了した避難所を随時報告する。また、避難経由所に対しては、災害対策本部（避難先市町村）を通じて連絡する。なお、施設の受入可能人数等に変更がある場合は、その旨を必ず伝えること。

## 4 避難所の運営に必要な人員・物資の確保

避難所で必要な人員は、自然災害時と同程度の配置を基本とする。

避難元市町村は、避難所において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の物資の調達を、物資依頼票【様式5】により県に要請し、県は避難所に直接搬送する。

### <避難所における衛生環境対策として必要となる物品例>

衛生環境対策物品	
マスク	アルコール消毒液
体温計	非接触式体温計
除菌用アルコールティッシュ	タオル
ペーパータオル	新聞紙
ハンドソープ	清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム	フェイスシールド
カップ	使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ	ポリ袋
レジ袋	ジップロック袋
ゴミ袋	バケツ
スプレー容器	蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）	段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション	テント

## 5 配置する従事者の業務

事 務 内 容	従事者数 (最低人員)	摘 要
1 会場整理事務 ・車両誘導 ・バスコントローラー ・屋外誘導 ・屋内誘導	4名 (レイアウトによる)	車両整理、車両振分、案内誘導
2 健康確認受付事務 ・健康確認 ・検温	2名	避難者の健康確認、検温
3 本受付事務 ・本受付 ・感染疑い者本受付	2名	避難者の受付、避難スペースの振分
4 情報連絡調整事務 ・連絡調整 ・総合統括	2名	避難先市町村災害対策本部等との 連絡調整、避難所業務の統括
5 運営事務 ・運営管理 ・物資調達	数名程度 (避難所規模による)	避難所の運営管理、避難者対応

\* 従事者数は、避難者受入数により変動するため、実情に合わせ調整するものとする。

### 《従事者配置の参考》

令和3年度新潟県原子力防災訓練における実績

#### 事例① 魚沼市訓練事例：広神体育センター

**避難者受入102名（うち2名感染想定）、  
大型バス6台、マイクロバス2台**

事 務 内 容	従事者数	摘 要
バスコントローラー	4名	車両整理
屋外誘導	4名	案内誘導
屋内誘導	3名	案内誘導
健康確認受付 検温・消毒	4名	避難者の健康確認、検温・消毒
本受付	4名	避難者の受付、避難所への振分
感染疑い者対応	1名	感染疑い者の受付、避難所への振分
会場統括	2名	避難所業務の統括、現場責任者

**事例② 村上市訓練事例：神林中学校****避難者受入91名（うち1名感染想定）、  
中型バス8台、マイクロバス1台**

事務内容	従事者数	摘要
バスコントローラー	3名	車両整理、バス待機支持
屋外誘導	2名	案内誘導
屋内誘導	2名	案内誘導
誘導等補助	1名	案内誘導の補助
健康確認受付 検温・消毒	2名	避難者の健康確認、検温・消毒
本受付	4名	避難者の受付、避難所への振分
感染疑い者受付	1名	感染疑い者の受付、避難所への振分
総合統括	1名	避難所業務の統括

**事例③ 湯沢町訓練事例：湯沢学園第2体育館****避難者受入42名（うち2名感染想定）  
大型バス2台、マイクロバス1台**

事務内容	従事者数	摘要
バスコントローラー	2名	車両整理、バス待機支持
健康確認受付 検温・消毒	2名	避難者の健康確認、検温・消毒
本受付	4名	避難者の受付、避難所への振分
感染疑い者本受付	1名	感染疑い者の受付、避難所への振分
総合統括	1名	避難所業務の統括、受付兼務
報道対応	1名	問い合わせ対応

<令和3年度訓練 実施事例写真>

写真① 村上市訓練



健康確認受付

写真② 魚沼市訓練



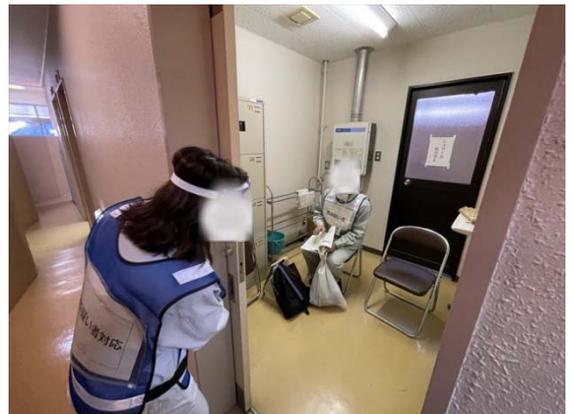
本受付

写真③ 湯沢町訓練



感染疑い者  
本受付

写真④ 魚沼市訓練

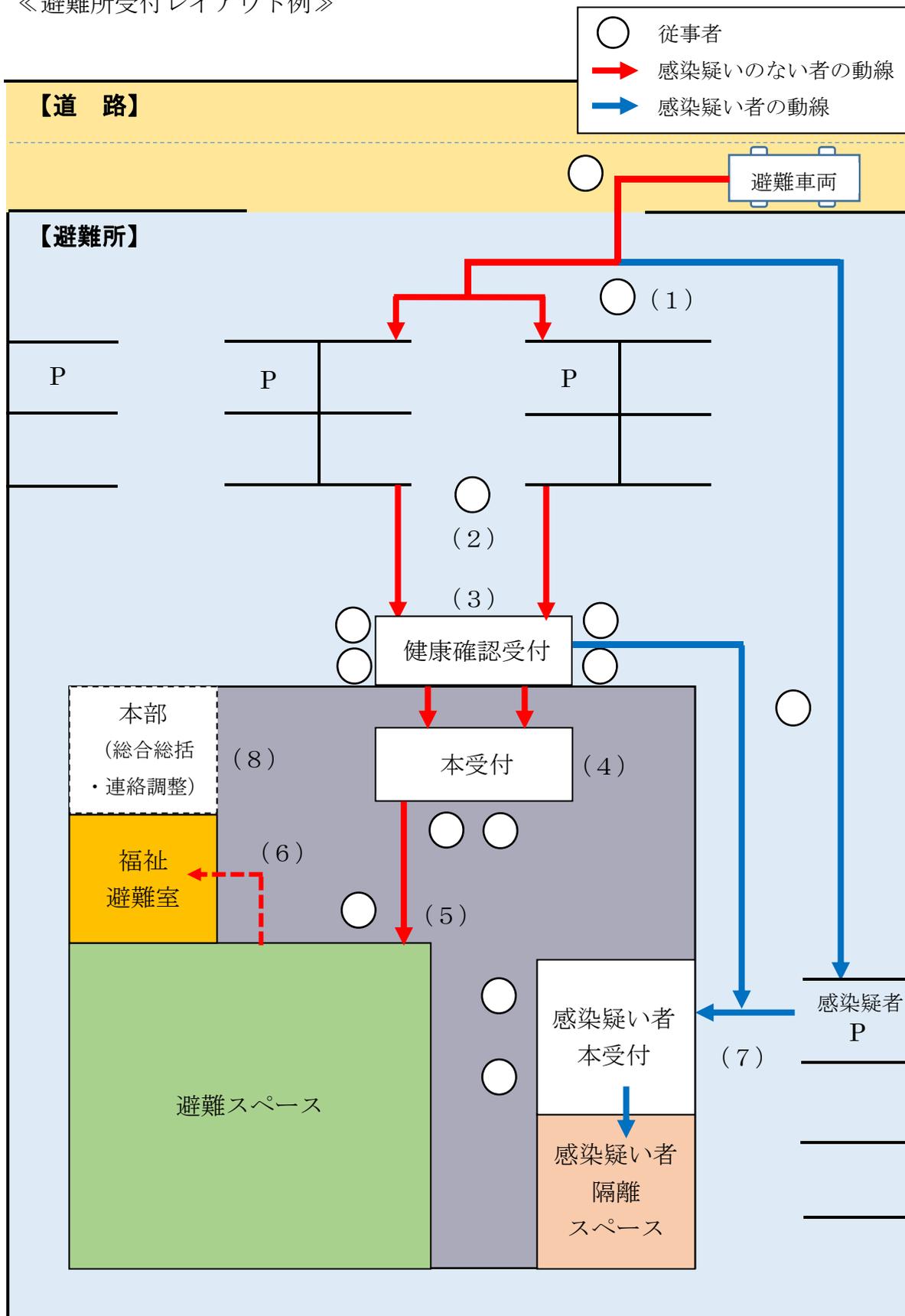


感染疑い者  
隔離スペース

## 6 避難者の入所手続き（避難先市町村）

- (1) 車両整理従事者が、到達した車両を避難所内の駐車スペースに誘導する。感染疑い者専用の動線や受付が設置されている場合は、避難者に聞き取りを行なった上で、適切に誘導する。なお、避難者に、マスクの着用及び手指消毒の徹底、人と一定の距離を保つことを呼び掛ける。
- (2) 避難者に降車してもらい、健康確認受付に案内する。ただし、車両整理従事者が、健康確認受付や本受付の状況を確認し、混雑している場合は、分散しての降車や車内待機により、コントロールする。
- (3) 健康確認受付では、避難者の手指消毒及び非接触式の体温計による検温を実施し、乗車している避難者がこれまでに健康確認を受けているか、新たに体調不良等が発生していないかを口頭で確認する。（避難所に至る過程において配布を受け、記入が済んでいる場合は、受領し確認を行う。）
- (4) これまでに健康確認を行っていない場合や新たに体調不良等が発生した場合は、健康確認問診票【様式3】により健康確認を行う。健康確認の結果、感染疑い者については、健康確認の結果を感染疑い者専用の本受付に伝え、誘導する。また、自家用車避難で、感染疑い者がいる場合について、同乗者も同行するように誘導する。
- (5) 健康確認が済んだ避難者を本受付に誘導し、本受付において、避難している世帯の代表者に簡易避難者カード【様式4】を記入してもらい、簡易的な受付を行う。（避難所に至る過程において配布を受け、記入が済んでいる場合は、受領し受付を行う。）世帯構成や要配慮者への該当の有無等については、口頭でも聞き取りながら確認する。
- (6) 受付が終了した避難者に、避難所のルール・しおり、避難所のレイアウト図や周辺案内地図等を配布し、避難スペースへ誘導する。なお、男女双方及び性的少数者の視点やプライバシー、配慮事項を踏まえた避難スペースを割り当てるものとする。また、避難生活においても、定期的な検温等の体調管理、マスクの着用及び手指消毒の徹底、人と一定の距離を保つことを継続して実施するように、あらためて伝える。
- (7) 福祉避難所等への早急な入所が必要と判断される要配慮者がいる場合、避難元市町村災害対策本部と協議し、避難元市町村災害対策本部から避難先市町村に依頼する。
- (8) 感染疑い者専用の本受付でも、同様に受付を行ない、隔離スペースへ誘導する。避難生活が継続できない急病者については、保健所や医療機関と連携して対応する。
- (9) 避難所の避難者に係る情報の早期把握のため、県等と連携し、簡易避難者カード【様式4】を集計し、避難者集計表により【様式6】、県・避難元市町村に報告する。

《避難所受付レイアウト例》



## 7 避難所の運営

- ・ 避難者の入所が落ち着いた後、避難者に避難者名簿【様式7】を配布し、記入してもらう。また、回収の際に、避難者への聞き取りを行い、避難者の状況を確認する。避難者名簿【様式7】に記載した内容から、変更がある場合は、申告してもらい、適宜更新する。なお、安否情報の公開に支障がある場合、避難者の意向に沿って対応する。
- ・ 避難者に対し、避難生活において、手指衛生や咳エチケット等、基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛ける。また、施設内を定期的に換気する。
- ・ 消毒液（消毒用エタノール、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）を使って、手指、避難所物品全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、テーブル、間仕切りなどの環境の消毒を定期的に行う。
- ・ 消毒実施の際には、マスク、目の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋も可。）を適切に選択し、着用する。
- ・ 1日2回朝夕、避難者の健康状態を把握する。避難所業務従事者も、健康状態を確認し、記録する。体調不良を訴える避難者がいた場合は、救護スペース・隔離スペースへの誘導や病院への案内を行う。
- ・ 福祉避難所等への入所が必要と判断した要配慮者がいる場合、避難元市町村災害対策本部と協議し、避難元市町村災害対策本部から避難先市町村に依頼する。
- ・ 避難先市町村は、県、県警察及び避難元市町村と協力し、避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。
- ・ 避難先市町村は、原子力災害被災者の避難所が開設されたことを避難所の周辺や地域の住民に周知する。

## 8 避難者の転所・退所

家族が他の避難所に入所している等の理由により、他の避難所への転所が必要な場合は、県・避難元市町村・災害対策本部（避難先市町村）及び受入先の避難所と連携し、転所日時や移動手段、避難者名簿【様式7】の引継ぎ等を調整の上、感染症の流行状況等を勘案し、行うものとする。

また、別の避難所から避難者を受け入れる場合も、同様の調整を行い、受け入れにおいては、入所の手続きに準じることとする。

入所中に次の状況が認められる場合は、転所または退所の措置をとるものとする。

- ・ 避難所運営のための基本的事項等を遵守できず、他の入所者に悪影響を及ぼす、又は運営そのものに影響を及ぼす者。
- ・ 仮設住宅への入居決定等、新たな生活拠点の確保が可能となった者。

## 9 電話対応等

- (1) 避難者の安否に関する問い合わせについては、避難者名簿【様式7】に公開を可とする者のみの情報を公開するとともに、プライバシー保護の観点から情報管理には十分配慮する。
- (2) 電話を取り次ぐ際は、受信状態のままにせず、折り返し入所者から連絡させる。
- (3) 避難施設内の電話は受信専用とし、避難者が使用する電話は公衆電話等を使用する。
- (4) 電話等で入所者に関する問い合わせがあったときは、避難者名簿と照合する。

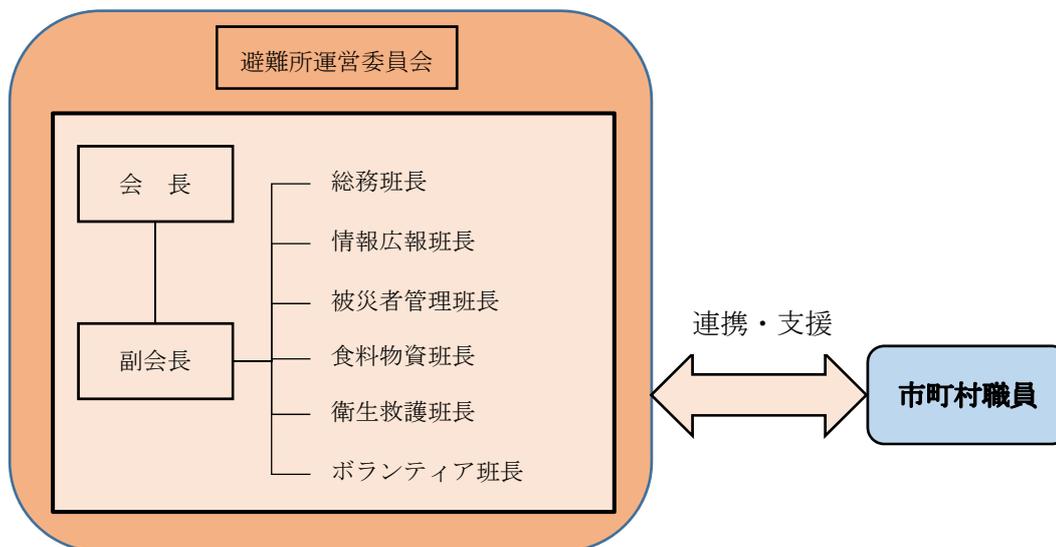
## 10 避難所以外に避難している人への対応

避難所以外(屋外の自家用車などを含む)に避難した住民等の把握に努めるとともに、食糧・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

## 11 避難所運営組織の立上げ

- (1) 避難者の自助・共助の精神に基づき、避難者を主体とする避難所運営組織を立ち上げ、避難者がそれぞれの仕事を分担して避難所の運営を行う自立的な避難所運営を行うものとする。
- (2) 避難先市町村は、自然災害時の避難所マニュアル等に従って、より早期の立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難先市町村は、避難所運営委員会の立ち上げ後、避難所運営を避難所運営委員会に引き継ぎ、避難施設等の管理及び要請のあった支援を行うものとする。

### (参考例)



## 12 活動班の役割

活動班	主な業務
総務班	避難所運営業務全般のとりまとめ 災害対策本部等との連絡・調整
情報広報班	各種情報の収集・提供
被災者管理班	避難者名簿作成の支援
食料物資班	生活物資・食料の管理・配給
衛生救護班	衛生管理、救護、感染症対策の徹底
ボランティア班	ボランティアの受入

新潟県災害対策本部及び〇〇市（町村）災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	新潟県災害対策本部			
2	〇〇市（町村）災害対策本部			

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

避難先管轄保健所及び避難元管轄保健所連絡先

No.	保健所名	担当課	住所	電話番号
1	避難先□□保健所			
2	避難元〇〇保健所			



原子力災害時の避難所運営マニュアル

令和2年1月30日策定

令和4年2月 7日改定

発行 市町村による原子力安全対策に関する研究会  
事務局 長岡市原子力安全対策室

〒940-8501 新潟県長岡市大手通 1-4-10

TEL 0258-39-2305 FAX 0258-39-2309

E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp

URL <https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/>